

長期収載品の選定療養の公害診療報酬における取扱いについて

日頃より中央区公害健康被害補償に伴う請求事務等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年10月から後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づいて給付される公害医療における解釈を環境省に確認し、本区公害診療報酬における特定薬剤管理指導加算3（ロ）の算定方法についてお知らせいたします。

環境省より

Q 令和6年10月から開始される長期収載品の選定療養について、令和6年7月12日付厚労省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について（その1）」の問11において、「国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる」とされているが、公害医療も同様の取り扱いとなるか。

A 令和6年10月から実施される長期収載品の選定療養については医療保険制度を対象としたものであり、当該疑義解釈も医療保険制度が優先する公費負担医療について解説されたものである。

公健法に基づいて給付される公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の給付では規定されていない。

このため、照会の問11の適用を受けるものではなく、従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。

上記より選定療養の対象となる先発医薬品を希望する患者への説明を要する必要性がないことから、

（1） 選定療養の対象となる先発医薬品を希望する患者へ説明した場合

特定薬剤管理指導加算3（ロ）は算定対象外となります。

（2） 医薬品の供給不安定を理由に前回と異なる銘柄で薬剤の交付することを説明した場合

特定薬剤管理指導加算3（ロ）の算定条件を満たせば、算定可能です。

とさせていただきます。ご留意のほどよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

中央区保健所健康推進課給付係

電話 03-3546-5400